

公共測量成果のご利用について

公共測量成果を、コピーやスキャンする等の行為は「測量成果の複製」(測量法第 43 条) にあたり承認が必要な場合があります。

また、公共測量成果を使用して新たな地図等を作成する測量行為は「測量成果の使用」(測量法第 44 条) にあたり承認が必要です。

測量法 (抄)

第四十三条 (測量成果の複製)

公共測量の測量成果のうち図表等を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。

第四十四条 (測量成果の使用)

公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。

- 2 測量計画機関は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。
 - 一 申請手続が法令に違反していること。
 - 二 当該測量成果を使用することが測量の正確性を確保する上で適切でないこと。
- 3 第一項の承認を得て測量を実施した者は、その実施により得られた測量成果に公共測量の測量成果を使用した旨を明示しなければならない。
- 4 公共測量の測量成果を使用して刊行物を刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとろうとする者は、当該刊行物にその旨を明示しなければならない。

なお、測量行為にあたらぬ場合であっても、公共測量成果を使用して刊行物を刊行する場合はその旨の明示が必要です。

【出所の明示】

印刷物及び書籍に公共測量成果 (地形図、航空写真) を利用する場合、原則、掲載箇所に明示してください。

なお、書籍の巻頭及び巻末にまとめて明示する場合には、何頁に掲載されている図が公共測量成果を利用したものなのかを明示してください。

システムや Web サイトに公共測量成果を利用する場合、原則、公共測量成果が表示画面に表示されている間は、常に見えるように表示画面に明示してください。

なお、技術的に困難など、やむを得ない場合には説明ページや説明書に記載することも可とします。

また、表示画面を出力できる場合には、出力図にも明示してください。

ただし、複製又は使用承認済みの成果品から申請不要で利用可能な範囲で二次利用する場合は、出所の明示は不要とします。

【出所の明示例】

「この地図は、大阪市地形図を使用したものである。」

「大阪市の地形図を掲載」

「大阪市の地形図に〇〇を追記して掲載」 〇〇には追記するものの内容を入れてください。

「大阪市撮影の航空写真 (XXXX 年撮影)」